令和２年５月７日

保護者の皆様へ



**市立保育園及び市立認定こども園における**

**４月分・５月分の給食費及び延長保育料について**



**１ 給食費について**

（１）４月及び５月中に、給食を１回も喫食していない場合は、各月分の給食費を全額免除いたしますので、本園にお知らせください。

（２）４月１３日から４月３０日までの間、「緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書」を提出せず、ご家庭での保育を行っている方に関しては、４月分の給食費を２分の１に減免いたします。

５月中、一部の期間でご家庭での保育を行っており、給食の提供回数が１０回以下の場合は、５月分の給食費を２分の１に減免いたします。

（３）４月分及び５月分とも、事務処理の都合上、通常の月額を一度お支払いいただくこととなります。また、精算の時期は、４月分及び５月分とも７月下旬の予定です。あらかじめご了承ください。

　　【給食費】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 月額（通常） | 月額（２分の１減免） | 月額（全額免除） |
| 主食費 | １，０００円 | ５００円 | ０円 |
| 副食費 | ４，４００円 | ２，２００円 | ０円 |
| 計 | ５，４００円 | ２，７００円 | ０円 |

**２ 延長保育料について**

「月を単位とした延長保育」をお申込みされた方が、ご家庭での保育を行っており、１か月の延長保育の利用実績が日額の計算で３，５００円以下の場合は、延長保育料を日額といたしますので、本園にお知らせください。

なお、４月分及び５月分とも、事務処理の都合上、通常の月額を一度お支払いいただくこととなります。また、精算の時期は、４月分及び５月分とも７月下旬の予定です。あらかじめご了承ください。

【延長保育料】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日単位（日額） | | 月単位（月額） |
| １日３０分を超えない場合 | １日３０分を超える場合 |
| ５００円 | １，０００円 | ４，０００円 |

以　上

こども・若者未来局　保育課　施設運営班

電話　０４２-７６９-８３１３（直通）